

ひょうご 水百景

No.80 猪名川（川西市）

～冬の風物詩だった友禅流し～



写真-1 五月山から猪名川を撮影（平成27年7月）

■ かつて猪名川では“友禅流し”が冬の風物詩だった

上の写真は、大阪府池田市の五月山から猪名川を撮ったものです。この川の右岸に位置する川西市では、江戸期に始まったとされる皮革業と並んで友禅染業が盛んでした。川西市域に友禅染業が進出してきたのは大正期といわれています。友禅染業は、染色した布地の洗浄用に大量の水を必要とすることから、清流・猪名川の豊富な水が目当てだったといわれています。

鶯の森から絹延（きぬのべ）橋にかけての猪名川沿いに木村染工や滝井友禅などの染色工場が立地し、冬になると清流に布を流して洗い、川原では色とりどりの布を干す光景が見られました。合成染料※¹がない時代、染料はもっぱら草木等を原料とした天然染料※²が使用されていましたが、生地に染めつく力が弱いため、夏のぬるい水に晒すと必要な色まで落ちてしまいます。冬の冷たい水に晒すと繊維がぎゅっとしまり、思った色に染め上がることから、友禅流しはもっぱら水の冷たい冬に行われていました。加えて、昔は今ほどの需要がなかったため、ほとんど冬の時期だけの仕事でした。

猪名川では昭和48（1973）年頃まで友禅流しが行われていたようです。写真-2は、昭和48（1973）年に猪名川・小戸（おお）井堰の下流で撮影された友禅流しの光景です。



写真-2 猪名川・小戸井堰下流での友禅流し
（川西市教育委員会提供）

※1 **合成染料**：石炭や石油等を原料として合成された染料。1856年にロンドンのW・パーキン博士がマラリアの特効薬キニーネを合成しようとして偶然できた人工染料が合成染料の始まり。合成染料は色調が鮮やかで美しく、染色が容易、染色堅牢度が高く安価で、現在使用されている染料はほとんどが合成染料。

※2 **天然染料**：動植物から抽出される色素で繊維に染色性のあるものをいう。藍、茜、紅花などがある。

■ 古来より織物や染め物に縁があった地

当地は昔から織物や染め物と縁があったようで、以下のような地名が残されています。

(1) 絹延 (きぬのべ)

写真-3は、能勢電鉄・絹延橋駅東の猪名川に架かる絹延橋です。橋は川の拡幅と堤防の嵩上げのため平成22(2010)年6月に新橋に架け替えられました。

猪名川は多くの地点で府県境となっていますが、この付近だけは、絹延橋駅と絹延橋の間にある水路(加茂井堰からの用水路)が府県境となっています。この水路には以前「絹延小橋」という小さな橋が架かっていましたが、絹延橋の架け替えに伴う道路拡幅に伴い暗渠化されて橋は姿を消しました。

「絹延」とは、応神天皇3(272)年に呉^{※3}から移り住んだ工女たちがこの地で機織(はたおり)・多色染めをする際、猪名川の清流で織布を洗って河原で干したことから、その河原が「絹延の河原」と呼ばれるようになり、後にそれが地名に転化したといわれています。



写真-3 猪名川に架かる絹延橋

(2) 呉服 (くれは)

池田市の中心部は古代から呉服(くれは)の里と呼ばれ、現在も呉服橋(写真-4：平成9年3月竣工)や呉服神社、呉服町などにその名残が見られます。平安時代後期には呉庭荘(くれはのしょう)と呼ばれる荘園が成立し、鎌倉時代末期頃より池田と呼ばれるようになったと言われていました。では、「呉服」にはどのような由来があるのでしょうか。

応神天皇の時代(270~312)、機織(はたおり)・縫製・染色技術を得るために呉の国に派遣された猪名津彦命(いなづみのみこと)が、呉王にお願いして呉服媛(くれはとり^{※4}のひめ)・穴織媛(あやはとりのひめ)・兄媛(えひめ)・弟媛(おとひめ)の4姉妹を連れ帰り、そのうち、呉服・穴織の2姉妹が池田の地に。その時、猪名の港(当時は海が大きく入り込んでいた。現在の呉服橋と絹延橋の中間地点)に機殿(はたどの)を建てて2姉妹を迎えたそうです。そこは、唐船が接岸したことから「唐船が淵」と呼ばれ、写真-5のような石碑が建てられています。

仁徳天皇76(388)年に姉の呉服媛が亡くなったため、その翌年に仁徳天皇がこの地に建てたとされるのが池田市室町にある「呉服神社」で、仁徳天皇と呉服媛が祀られています。なお、池田市綾羽にある伊居太(いけだ)神社には、同じ年に亡くなった妹の穴織媛が応神天皇、仁徳天皇とともに祀られています。

なぜ姉妹を別々に祀っているのでしょうか。

※3 **呉**：(222年~280年)中国の三国時代に孫権が長江流域に建てた王朝。

※4 **はとり**：機織(はたおり)の意。



写真-4 猪名川に架かる呉服橋



写真-5 五月山麓の猪名川河畔に立つ『唐船が淵』石碑



写真-6 呉服橋の由来碑

写真-6 の碑は、呉服橋右岸袂に設置された呉服橋の由来を説明する石碑です。

碑文は以下のとおりです。

「呉服橋（順礼橋）
江戸時代は「順礼橋」と記載されることが多く、西国三十三ヶ所の二十三番札所勝尾寺と二十四番札所中山寺を結ぶ順礼街道に架かる橋であったことに由来する。後に、池田の古名呉服里（くれはのさと）に因んで「呉服橋」と改称されている。

当地とどんな関係があるのかわかりませんが、徳大寺実祖（さねさき）という江戸時代中期から後期にかけての公卿の歌が記されています。

橋ばしら
ふとしくたてて
行水のながれもつきじ
ちとせよろづ世

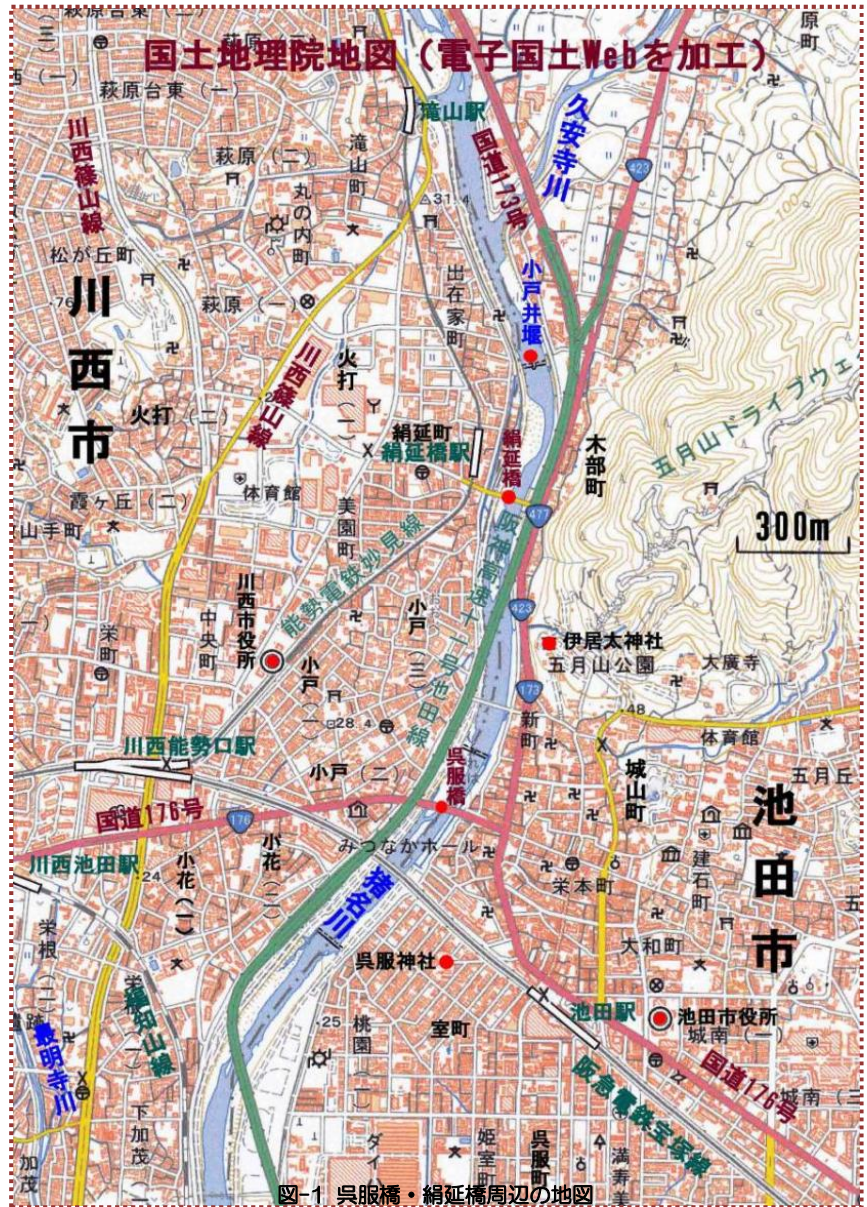


図-1 呉服橋・綿延橋周辺の地図

■ 元禄の頃、京都の扇絵師・宮崎友禅斎が考案した友禅染

友禅染は着物の生地を染める方法の一つで、白い生地の上に染料で絵を描くごとく模様を染め出します（後染め）。これに対し、西陣織は染められた糸を使って布を織る事によって模様を描き出します（先染め）。染めで模様を作る友禅染、織りで模様を作る西陣織の違いはここにあります。因みに西脇の播州織は先染めです。

染めの芸術である友禅は、異なる色と色とが混ざり合わないよう、模様の輪郭を糊でふちどって「防染」をした後、地染めや色挿しをして染めていきます。宮崎友禅斎という京都の扇絵師が考案した技法だそうで、その人の名をとって友禅染めと名づけられています。

京都・知恩院の三門近くにある「友禅苑^{*5}」には宮崎友禅斎の銅像（写真-8：右手に筆を持っている）があり、その碑文には以下のように記されています（意識しています）。

「友禅斎は天和・貞享の頃（1681～1688）洛東知恩院門前に住み、若くして既に友禅扇で広く名声を馳せ、西鶴本などにもうたわれていた^{*6}。元禄（1688～1704）の頃にはその俊敏な才能と手腕を発揮して、創意と工夫に充ちた模様染に傾倒し、振袖・小袖などの衣裳に彼の意匠になる花鳥風月、四季草花、山水楼閣など思い到るところを糊置きと彩絵により製作し、或いは意匠図案集の著作を版行し、実に目覚ましい縦横の活躍をなし、友禅染の技法を完成させその名声は一世を風靡した。」



写真-7 知恩院・阿弥陀堂

※5 友禅苑：国宝・知恩院三門の南にあるこの庭園は、池泉式庭園と枯山水の庭で構成され、昭和の名園とされている。京都を代表する伝統産業となった友禅染の始祖とされる宮崎友禅斎の生誕 300 年を記念して、昭和 29（1954）年に京都の染織業界の関係者有志で結成された顕彰会が改修造園したもの。友禅斎が知恩院の近くに暮らし、友禅染の技法を開発したことから、友禅斎ゆかりの地としてこの地が選定された。モミジやマツなどに囲まれた池の中程には石造り三段構えの台の上に彫刻家・高村光雲作の聖観音像（写真-8）が置かれている。友禅翁の銅像は、池と枯山水の庭の間にある。



写真-8 知恩院・友禅苑

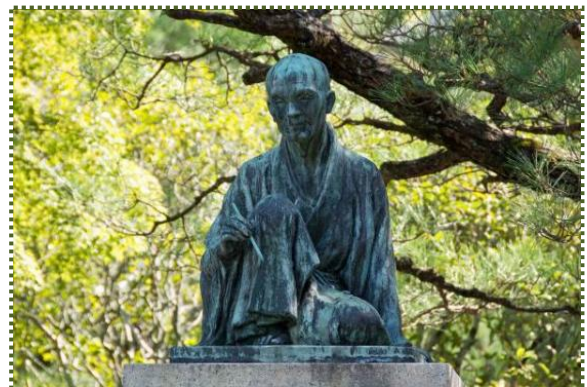


写真-9 友禅苑の宮崎友禅斎像

※6 西鶴本などにもうたわれていた：井原西鶴の浮世草子『好色一代男』巻七に、「世の中が移り変わるにつれて次第に贅沢になり、人の見知るほどの大尽は・・・」（訳文）とあり、大尽（金持ち）が身に着ける贅沢品の一つが、「扇も十二本祐善が浮世絵」（訳：扇も十二本骨で宮崎友禅の浮世絵）とされている。このような状況の中、天和3（1683）年に出された善侈（しゅし）禁止令によって贅沢が禁止され、着物に金箔を使ったり、豪華に刺繍をしたりすることができなくなった。そこで、友禅斎は着物に描くことを思いつき、工夫を重ね、下絵を描いて鴨川の水で染め、こうして生まれたのが「友禅染め」。友禅斎は、後に加賀（現・石川県金沢市）に移住し、加賀友禅の誕生にも貢献している。なお、日本の三大友禅は、「京友禅」、「加賀友禅」、「東京友禅」である。

■ 清流に晒して糊を洗い流す友禅流し

友禅染には、手描き友禅と型友禅があって、手描き友禅は糊の縁取りによる防染をした後に筆や刷毛で描き染めていき、型友禅は、糊に染料を入れて混ぜ合わせたものを一色ごとに型紙を取り換えながら染めていきます。いずれも染め上げた後、最後の工程として生地についた糊や余分な染料を洗い流すため清流に晒します。これが友禅流しです。使用する水の質が仕上がりに大きく影響し、鉄分が多く含まれていれば赤みを帯びてしまい、不純物が混ざっていればどんな変化を起こすかわかりません。せっかく染め上げた友禅のできが水の質によって大きく変わるとか。

企業庁猪名川広域水道事務所に猪名川の水質情報を調べていただいたところ、鉄及びその化合物の総量ではなく、染色に影響を与えるとされる「溶解性鉄」だけの測定結果は国土交通省の水文水質 DB（昭和52年以降）しかありません。それによると昭和50年代はかなり大きな数値（最大0.5mg/L）となっていました。最近の10ヶ年（H17～H26）では0.04mg/Lと低い数値となっています。ただ、友禅流しに適する水質がどの程度なのかは不明です。困みに、水道水質基準では、鉄及びその化合物は0.3mg/L以下となっています。

■ 伊丹市や尼崎市でも友禅流しが行われていた

伊丹市域では、大正9（1920）年に大阪出身の森重次郎が森重友禅工場を設立し、今の駄六川に架かる北河原橋を東へ渡った土手沿いの一角に工場を構えていたそうです。型友禅を専門に、見本品は駄六川で、製品は猪名川で水に晒していたとか。

また尼崎市域でも、昭和28（1953）年頃猪名川の派川・藻川（もがわ）に架かる中園橋下流で友禅流しをし、河原で干していました。（写真-10）

猪名川は、昭和40年代半ば以降、都市化の進展に伴い急激に水質が悪化しています。上記の場所は、特に汚濁のひどかった最明寺川や駄六川の影響を受けており、きれいな水を大量に必要とする友禅流しは、汚濁の進行に伴い姿を消してしまったようです。

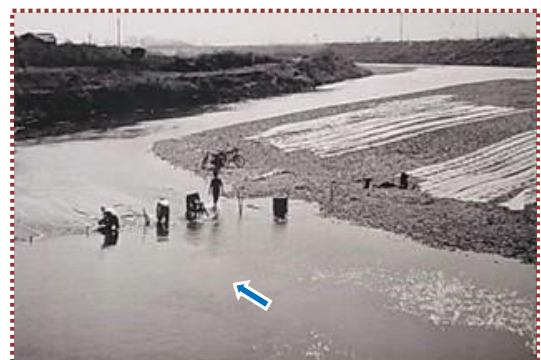


写真-10 昭和28年の藻川・中園橋下流での友禅流しの様子
（流域ネット猪名川の展示写真より引用）

■ 猪名川における友禅流しの法的手続き

大正期から始まった猪名川での友禅流しですが、法的な手続きはどうなっていたのでしょうか。『川西市史・第3巻』によると、大正9(1920)年に出家に進出してきた木村染色工場は、対岸の大阪府豊能郡細河村木部(現・池田市)地先で河川の流水面21坪を洗浄場として借り大阪府に占用料を納付、昭和3(1928)年には多田院順松で友禅工場を始めようとしていた多田村の笹部・西村両名が、新田字下川原地先の猪名川の河床100坪の使用を兵庫県に願い出て許可されています。これは、おそらく旧河川法(明治29年制定)第19条^{*7}による処分と思われます。

※7 旧河川法第19条：流水ノ方向、清潔、分量、幅員若ハ深淺又ハ敷地ノ現状等ニ影響ヲ及ホスノ虞アル工事、営業其ノ他ノ行為ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若ハ制限シ又ハ地方行政庁ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

■ 水質汚濁防止法の施行と友禅流し

ネット情報を見ていると、「京都では戦後も桂川・堀川などで友禅流しは行われていたが、(中略)昭和46(1971)年に水質汚濁防止法(以下「水濁法」という)が施行されてから川では行えなくなり、以降各工場の室内で人工水路を用いて行うものに変化していった」とか、「昭和46(1971)年の水濁法の施行により友禅流しが禁止された」といった記述が見られますが、水濁法に河川内で行う友禅流し等の行為を規制する条文はありません。水濁法は、河川などの公共用水域に排出される水の水質を規制する法律であり、河川内での行為については下記の通り「河川法」(昭和39年制定)に該当する条文(第29条^{*8})があります。

写真-2からもわかるように、少なくとも昭和48(1973)年頃までは猪名川で友禅流しが行われていたようです。新河川法施行以降どのような手続きがなされていたのかわかりませんが、大正期から旧河川法に基づき占用料を払って友禅流しを行ってきた経緯から、新河川法施行以降も経過措置として引き続き所定の手続きを経て友禅流しが行われていたと思われます。友禅流しが姿を消したのは、猪名川の水質悪化が大きな原因と考えられます。

なお、友禅流しによって生じる水の汚濁は、糊料として用いた米粉の糊かすと、ごく微量の色素に限られるとか。

※8 河川法第29条：(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令でこれを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる、とあり、第2項で二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる、とあります。

なお、本条を受けて、河川法施行令第16条の8(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)で河川区域内において河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること、および土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置することが規定されている。

■ モノローグ

写真-11は、京都の鴨川・四条大橋から上流を撮ったものです。鴨川では、毎年8月初旬に三条と四条の間で、水洗い済みの反物を使って友禅流しのデモンストレーションが行われています。なので、友禅流しを夏の風物詩と勘違いしている人がいるようです。

牧村三枝子の「加賀友禅」をテーマにしたご当地ソング『友禅流し』(水木かおる作詞)に下記のような詞があります。

雪はまだ河原に白く 指を切る水のつめたさ

加賀の金沢 ふたつの(浅野川・犀川)流れ

明日をさがして きまよう恋に

いのち華やぐ 夢染めて

春を呼ぶ 春を呼ぶ 友禅流し

(日本音楽著作権協会(出)許諾第2002594-001号)

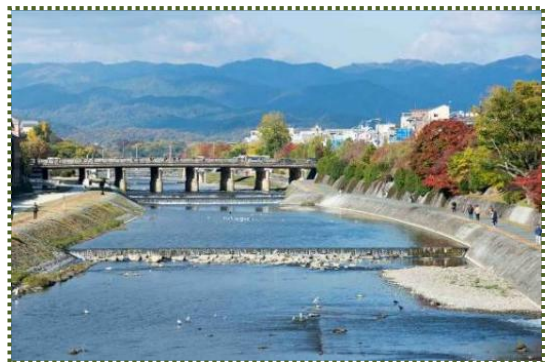


写真-11 四条大橋から鴨川を撮影

ツマグロヒョウモン（複黒豹紋）

タテハチョウ科ツマグロヒョウモン属に分類されるチョウの一種。雄の翅の表側はヒョウモンチョウ類に典型的な豹柄だが、後翅の外縁が黒く縁取られるので他種と区別できる。本州では1980年代まで近畿地方以西でしか見られなかったが、徐々に生息域が北上している。成虫は平地の草原や庭・空き地や道端など身近なところで見られる。地域にもよるが、成虫は4月頃から11月頃まで見られ、その間に4、5回発生する。他のヒョウモンチョウ類がほとんど年1回しか発生しないのに対し、多化性という点でも例外的な種類である。冬は幼虫や蛹で越冬する。幼虫は各種スミシ類を食草とし、野生のスミシ類のみならず園芸種のパンジーやピオラなども食べる。満腹になると地表に降りて他の餌を求めて移動するため、花壇に植えた株が次々と食べられてしまうこともある。写真-12は、平成29年10月、知恩院・友禅苑にて撮影。



写真-12 ツマグロヒョウモン（友禅苑にて撮影）

【参考資料】

- 1 『川西市史・第3巻』 川西市 昭和55年9月
- 2 『伊丹郷町物語』 真鍋禎男 平成2年11月
- 3 『井原西鶴集〜好色一代男』 校注・訳者：暉峻康隆 東明雅 小学館発行 昭和46年3月
- 4 『写真が語る猪名川今むかし』 川西再発見・流域ネット猪名川 平成22年3月
- 5 国土交通省・猪名川河川事務所HP
- 6 『呉服神社、絹延橋駅、徳大寺実祖、ツマグロヒョウモン』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

※発行：平成30（2018）年1月 『ひょうご水百景』No.80

改訂：令和8（2026）年4月 『ひょうご水百景』No.80